

美浜の会ニュース

No. 148

2017. 8. 28

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

火山灰問題 2系統の機能維持を満たさない現状は規則違反

運転中の高浜・川内・伊方は停止を！ 大飯・玄海は運転するな！

大飯原発3・4号の再稼働を阻止しよう！

大飯と高浜の同時発災は考慮せず/ 避難計画に実効性なし

住民誰もが参加できる住民説明会の開催を求めよう

◆大飯3号の原子炉起動は来年1月、4号は来年3月

関電は8月28日、大飯原発の「使用前検査申請書」を規制庁に出した。大飯3号は12月上旬に核燃料を装荷し、来年1月中旬に原子炉起動、同2月上旬に営業運転、大飯4号は来年3月中旬に原子炉起動を狙っている。九電の玄海3号も来年1月に起動を予定している。

原子力規制委員会は8月25日、玄海3号と同時に大飯3・4号の工事計画を認可した。工事認可の遅れにより、再稼働スケジュールは関電の当初予定より遅れたが、立地のおおい町と町議会は、早々と再稼働同意に向けた動きを進めている。7月20日には区長等を対象にした住民説明会を開き、町長は「住民の理解は深まった」と発言。しかし、規制庁が出席しないという前代未聞の住民説明会だった。町住民の命と安全の軽視も甚だしい。

町議会は当初8月9日にも同意を表明しようと計画していたが、あまりに強引なやり方に対し批判が出始めた。工事認可が遅れたこともあり、8月17日午前の「原子力発電対策特別委員会」では、関電の改良工事完了後に原発を視察し、県や国に道路整備・地域振興策等の要望を出すことを決めた。17日の委員会では、一部議員から、要援護者の避難について住民に不安の声があること等が述べられたが、これら住民の安全にかかわる問題さえ真剣に検討しようとしぬ。委員会は、関電の対策工事が終了する翌日の8月31日にも現地視察を行うと報じられおり、その後に同意表明に向けて一気に動く可能性が高い。町も町議会も、9月から始まる福井県議会開催中には、同意を表明しようとしている。

8月17日に避難計画を案ずる関西連絡会は、被害地元関西の立場から、再稼働に同意しないようおおい町と町議会に申し入れた。町と福井県の了解だけで再稼働が進み、事故が起これば関西

9月27日(水) 国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判 11:00～ 大阪地裁 202 大法院
地震動問題でデータ改ざんしたことに国が釈明等/ 法廷終了後に報告会: 弁護士会館 920 号室

目次

- ▼大飯原発3・4号の再稼働を阻止しよう・・・p1
- ▼大飯原発事故時の被ばく量・・・p5
- ▼おおい町住民から投稿・・・p6
- ▼南丹市住民から投稿・・・p7
- ▼火山灰問題: 規則違反を見てみぬふりの規制庁・・・p8
- ▼火山灰問題で九州・四国で要請行動・・・p10
- ▼大飯原発の地震動は過小評価・・・p11
- ▼避難計画に実効性なし・・・p12
- ▼30km 圏内の滋賀県高島市訪問記・・・p14
- ▼避難者数を700人少なく公表-大阪府へ申入れ・・・p16

にも甚大な被害が及ぶ。周辺住民のことをどう考えているのかと問うと「おおい町は国から理解を求められている。他の自治体のことは知らない」と答えるばかりだった。立地の町として、県・国・関電の意向を第一に、自らの意思決定権も放棄したような姿勢だった。福島原発事故の教訓は一体どこへ行ったのか。

福井県知事は、おおい町の同意、原子力安全専門委員会の議論、県議会の意向を判断材料とし、避難計画の策定が遅れても判断に影響しないとまで述べている。住民の命が最優先ではないのか。

◆全電源喪失の危険 非常用ディーゼル発電機「2系統の機能維持」に現状で既に違反

大飯原発等では、外部電源が喪失する原発事故時に、火山灰によるフィルタの目詰まりで非常用ディーゼル発電機(DG)が作動せず、全電源喪失の危険性が新たに問題となっている(8頁)。

規制委員会は7月19日の会合で、火山灰濃度の評価値を現行の100倍に引き上げるために新たな基準を策定することを決めた。新たな基準が策定されれば、それに即して、火山灰の降灰によってDGフィルタが目詰まりしないよう、関電・九電・四電は対策が必要になる。DGは大飯原発等PWR原発ではそれぞれ2台が設置されている。国の規則では、現状でも、2系統の機能維持を求めている。

しかし関電等は、片方のフィルタが目詰まりすれば停止してフィルタを交換し、その間は別のDGを使用するとしている。明らかに規則違反だ。ところが、適合性審査では、関電のこの方法について国はなんら問題にしていない。8月9日の規制庁交渉では、「2系統の機能維持は現状でも求められている」と繰り返し回答しながら、実態がそうっていないことについては口をつぐんだ。規則に違反していることを分かっているながら見て見ぬふりをし、原発の再稼働を手助けしてきた自らの責任を覆い隠している。

規則違反の大飯原発・玄海原発の再稼働など認められない。高浜原発・川内原発・伊方原発の運転は即刻停止すべきだ。国の責任を徹底して追及していこう。8月7日の規制庁交渉以降、鹿児島・佐賀・愛媛でも自治体や電力会社への申入れ、議会請願が既に取り組みされている(10頁)

大飯原発では、これまでも主張してきたように、基準地震動が過小評価のままだ。日本の地震の特性を反映した武村式では、地震の規模は入倉・三宅式の4.7倍にもなる。大阪地裁で私たちが訴えている国相手の大飯原発運転差し止め裁判では、国はデータ改ざんされた資料まで証拠として持ち出し、武村式の否定にやっきとなっている。9月27日の次回法廷で、データ改ざん問題に国が釈明することになっている。さらに、短周期レベルの過小評価も踏まえれば、大飯原発の基準地震動856ガルは5,684ガルとなり、クリフエッジ(全電源喪失)1,260ガルを大きく超えてしまう。金沢の裁判では、前規制委の島崎邦彦氏が「大飯原発は許可すべきではない」と証言している(11頁)。

◆大飯原発と高浜原発の同時発災の危険は考慮せず/ 30km圏内に滋賀県住民が含まれる

大飯原発の再稼働は、高浜原発の時と大きく異なる点が二つある。第一は、高浜原発と大飯原発の同時事故・同時発災が現実の問題となることだ。両原発に最大の地震を引き起こすのは、同じ活断層、FoB-FoA-熊川断層だからだ。国の審査では、事故時には他の原発からの応援部隊や、当直以外の職員が原発に駆けつける等々が審査されているが、同時発災の場合は考慮されていない。単一事故の被ばく評価も過小のままだが(5頁)、同時発災の放射能放出量や風向きにより、単一事故よりはるかに過酷な被ばくになることは明らかだ。避難計画についても、同時発災は未だ考慮されていない。私たちの申入れに対して、京都府、滋賀県、おおい町も、同時発災の場合

の避難計画の必要性は認めているが、まずは大飯原発事故時の計画を立てて、その後に内閣府が検討すると回答している。東京新聞の記事（5月25日）では、内閣府は「国道と舞鶴若狭道は大飯原発の5km圏内を通らないため、高浜と同時に事故が起きても大飯原発側（東）への通行はできる」と、無責任に語っている。

第二は、原発から約30km圏内の地域が変わる（3頁表）。若狭町は全町、美浜町も約半分が含まれる。関西では、滋賀県高島市の今津町と旧朽木村の一部で約千名が避難対象となる。大飯原発から約30km圏内人口は約16万人。両原発からのそれは約20万人となる。同時発災の危険性を考慮して、高浜原発から30km圏内の宮津市等を含めて避難計画等の対象とすべきだ。

高島市の場合、避難はとりわけ困難だ。避難計画を案ずる関西連絡会は、今津町と旧朽木村を

原発から約30km圏内の人口				
避難元		大飯原発から約30km ①	高浜原発から約30km ②	両原発から約30km ③
福井県	おおい町	8,300	8,700	8,300
	小浜市	29,900	30,800	29,900
	高浜町	10,600	10,900	10,600
	若狭町	15,300	4,000	15,300
	美浜町	9,800	0	9,800
(福井県計)		73,900	54,400	73,900
京都府	舞鶴市	79,400	87,000	87,000
	綾部市	1,600	9,000	9,000
	南丹市	3,400	4,000	4,400
	京丹波町	300	3,300	3,300
	京都市	300	0	300
	福知山市	0	500	500
	宮津市	0	19,700	19,700
伊根町	0	1,500	1,500	
(京都府計)		85,000	125,000	125,700
滋賀県	高島市	1,000	0	1,000
(滋賀県計)		1,000	0	1,000
合計		159,900	179,400	200,600

・①は2017年7月20日 内閣府資料等より
 ・②は2015年12月「高浜地域の緊急時対応」より
 ・③は上記2つより重複をさけた最近の人数
 南丹市は、大飯と高浜を含めて美山町全域を避難計画の対象に
 ・人数は10の位を四捨五入

訪ね、地元の人たちの話も聞いた(14頁訪問記)。人口減少と高齢化が進む集落が多く、「限界集落」に近づいていると語る人もあった。独居老人、老々介護の家庭も多く、小学校は廃校となり、残っている学校でも生徒数3名という集落もある。山間の地域で、国道の避難道路に出るまでに狭隘な対面通行の道が長く続く。国道に出ても福井県民の避難道路と重複しているため大渋滞が予想される。冬場は豪雪地帯となり、洪水や土砂災害で孤立した集落もある。この地域の自然条件・社会的条件を考慮すれば、避難が困難を極めることは明らかだ。京都北部も含めて、地域の人々の声を聞き、避難計画の問題点等を住民に知らせていこう。

◆避難計画に実効性なし

福井県・京都府・滋賀県の広域避難では、避難経路の重複が大きな問題になる(12頁)。お

おい町住民の4つの県外避難経路と県内避難代替経路(敦賀市へ避難)全てで、京都・滋賀の住民の避難経路と一部重複している。既に計画段階から大渋滞が予想できる。おおい町は、滋賀県を經由して避難先兵庫に向かう経路が、滋賀県高島市今津町住民の経路と重複していることを、8月17日の私たちの申入れで「初めて知った」という。内閣府が主導し福井県・京都府・滋賀県等が参加する協議会では確認されていることだが、肝心の当事者であるおおい町には知らされていない。当事者抜きに計画が策定されているのが現実だ。

渋滞についておおい町は、「『段階的避難』なので、まず福井県民が避難してから関西住民が避難する」と、国や県の言葉をそのまま語っていた。町と福井県の下承だけで再稼働が進み、事故になれば同様に被害を受けるが、避難は福井県民の通過後にと、我慢と被ばくを強いる。さらに、山間部の道路の狭隘さ、大雪、洪水、土砂災害等、近年の異常気象によって、高齢者の多い地域での孤立化等々の問題がある。避難計画には実効性はない。住民の安全を守るためには、まず再稼働を止めるしかない。

林業の衰退等により「限界集落」に近づいている集落で、高齢者や在宅介護も多い中で、避難は一層困難になる。さらに高齢者・障がい者施設の避難計画は実態も明らかにされていない。高

島市今津町の社会福祉施設は、2つの施設の入所者360名と職員を合わせて440名にもなるが、避難手段や避難先等について滋賀県は具体的な計画を示していない。

安定ヨウ素剤の事前配布は、5km圏外でも進みだしている。玄海原発から30km圏内の糸島市は事前配布を決定し、9月から希望者に配布を開始する。島根県、ひたちなか市、長崎県の離島（鷹島）に続く事前配布だ。高浜原発から50km圏内の兵庫県篠山市は、この夏から3才未満児のゼリー剤も事前配布を始めている。京都府南丹市では、住民の活動によって市議会で事前配布に向けた意見書が全会一致で採択され、実現に向けて取り組みが進んでいる（7頁）。

しかし、他の大飯原発30km圏内では、各市町とも避難集合場所等で備蓄しているだけで、避難時に一時集合場所に職員が運んで配布・服用する計画だ。遠方の市中心街から運搬するだけで時間がかかる。安定ヨウ素剤は、手元にあって早期服用しなければ効果はない。

◆関西30km圏内にも再稼働の同意権は必要 立地の町・道県等で勝手に決めるな

再稼働の同意権については、法的枠組みはなく、無責任なままこれまでの慣例が踏襲されている。原発推進の構造を維持するためだ。電力会社と自治体の安全協定という紳士協定を基礎に、立地の町と道県の首長の判断によっている。関電等の電力会社は、立地自治体、隣接自治体、隣々接自治体と区別・差別化し、事故の通報・立ち入り検査等の権限も制限している。国は地元自治体に同意をお願いするだけで、法的な裏付けがあるものではない。

玄海原発では、30km圏内8つの自治体の内、半数の4市の首長が再稼働反対を表明した。しかしこれらは無視され、玄海町と佐賀県知事の同意表明だけで地元了解は終了したことになる。私たちが5月に実施した、高浜原発から30km圏内の京都府7市町へのアンケートでも、3つの市町は同意権が必要と答え、必要なしはゼロだった。朝日新聞の全国調査（8月21日）でも、30km圏内の半数以上の自治体は同意権が必要と回答している。関西広域連合や京都府・滋賀県は、再稼働手続きの法的整備、30km圏内の同意権を求めているが、国は回答さえしていない。事故が起これば運命共同体となる周辺住民の命はそんなに軽いのか。電力会社・立地の町・道県・国で「勝手に決めるな！」が多くの住民の声だ。民主主義が根底から破壊されている。全国各地で、30km圏内の同意権を認めるよう国に求めていこう。

◆誰もが参加できる住民説明会を求めよう 安全性と避難計画の問題を広く伝えよう

京都府と滋賀県は、30km圏内市町と協力して住民説明会を開くと、避難計画を案ずる関西連絡会の申入れ等で答えている。おおい町のように規制庁が出席しない説明会は論外だが、2015年の高浜原発再稼働前の説明会のように、出席者を区長等に限ったり（宮津市等一部を除く）、発言・質問は市長だけ（舞鶴市）等という、非民主的な説明会では意味がない。住民誰もが参加し、発言でき、住民の声を基に再稼働の判断を行うような説明会を求めていこう。住民説明会は秋頃にもたれるだろう。これに向けて、取り組みを強めよう。

大飯原発3・4号運転差し止め裁判は、国相手の大阪地裁の次回法廷は9月27日。データ改ざんについて国が釈明することになっている。関電相手の名古屋高裁金沢支部の法廷は11月20日。証人調べ打ち切りに反対して、9・10月も20日に金沢支部前で抗議行動が呼びかけられている（詳細は「福井から原発を止める裁判の会」HP参照）。

火山灰問題での現行の規則違反や、避難計画に実効性がないこと等を、地域住民に広く宣伝していこう。避難元・避難先の自治体申入れも継続して取り組もう。

おおい町と若狭、関西住民の命と安全を守るため、連携して大飯3・4号の再稼働を止めよう。